

法人税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(欠損金に係る帳簿書類の保存)

第二十六条の三 省 略

2 省 略

3 第一項に規定する事業年度が青色申告書を提出する事業年度でない場合には、その事業年度に係る前二項の規定の適用については、第一項中「第五十九条第一項各号（帳簿書類の整理保存）に掲げる帳簿書類」とあるのは「第六十六条第一項（取引に関する帳簿及びその記載事項等）に規定する帳簿及び第六十七条第一項各号（帳簿書類の整理保存等）に掲げる書類」と、「当該帳簿書類」とあるのは「当該帳簿及び書類」と、「その写し」とあるのは「これらの写し」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第六十七条第一項第一号」と、前項中「帳簿書類」とあるのは「帳簿及び書類」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第四項中「別表二十四に定める記載事項」とあるのは「別表二十六の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする」とする。

(国際最低課税残余额確定申告書の記載事項)

第三十八条の五十一 省 略

2 法第二条第三十一号の三（定義）に規定する国際最低課税残余额確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表二十一及び別表二十一付表（更正請求書にあつては、別表二十一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

(国内最低課税額確定申告書の記載事項)

第三十八条の六十八 省 略

2 法第二条第三十一号の四（定義）に規定する国内最低課税額確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表二十二から別表二十二付表二

(欠損金に係る帳簿書類の保存)

第二十六条の三 同 上

2 同 上

3 第一項に規定する事業年度が青色申告書を提出する事業年度でない場合には、その事業年度に係る前二項の規定の適用については、第一項中「第五十九条第一項各号（帳簿書類の整理保存）に掲げる帳簿書類」とあるのは「第六十六条第一項（取引に関する帳簿及びその記載事項等）に規定する帳簿及び第六十七条第一項各号（帳簿書類の整理保存等）に掲げる書類」と、「当該帳簿書類」とあるのは「当該帳簿及び書類」と、「その写し」とあるのは「これらの写し」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第六十七条第一項第一号」と、前項中「帳簿書類」とあるのは「帳簿及び書類」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第四項中「別表二十二に定める記載事項」とあるのは「別表二十四の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする」とする。

(国際最低課税残余额確定申告書の記載事項)

第三十八条の五十一 同 上

(国内最低課税額確定申告書の記載事項)

第三十八条の六十八 同 上

まで（更正請求書にあつては、別表二十二を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

（退職年金等積立金中間申告書の記載事項）

第四十条 省 略

2 退職年金等積立金中間申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表二十三に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

（退職年金等積立金確定申告書の記載事項）

第四十一条 省 略

2 退職年金等積立金確定申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表二十三に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

（取引に関する帳簿及び記載事項）

第五十四条 青色申告法人は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（次条において「仕訳帳」という。）、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（次条において「総勘定元帳」という。）その他必要な帳簿を備え、別表二十四に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない。

（貸借対照表及び損益計算書）

第五十七条 青色申告法人は、各事業年度終了の日現在において、その業種、業態及び規模等の実情により、おおむね別表二十五に掲げる科目に従い貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

（帳簿書類の整理保存）

第五十九条 省 略

2・3 省 略

4 前項の表の第一号の上欄に規定する帳簿代用書類とは、第一項第三号に掲げる書類のうち、別表二十四に定める記載事項の全部又は一部の帳簿への記載に代えて当該記載事項が記載されている書類を整理し、その整理さ

（退職年金等積立金中間申告書の記載事項）

第四十条 同 上

2 退職年金等積立金中間申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表二十一に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

（退職年金等積立金確定申告書の記載事項）

第四十一条 同 上

2 退職年金等積立金確定申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表二十一に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

（取引に関する帳簿及び記載事項）

第五十四条 青色申告法人は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（次条において「仕訳帳」という。）、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（次条において「総勘定元帳」という。）その他必要な帳簿を備え、別表二十二に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない。

（貸借対照表及び損益計算書）

第五十七条 青色申告法人は、各事業年度終了の日現在において、その業種、業態及び規模等の実情により、おおむね別表二十三に掲げる科目に従い貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

（帳簿書類の整理保存）

第五十九条 同 上

2・3 同 上

4 前項の表の第一号の上欄に規定する帳簿代用書類とは、第一項第三号に掲げる書類のうち、別表二十二に定める記載事項の全部又は一部の帳簿への記載に代えて当該記載事項が記載されている書類を整理し、その整理さ

5・6 省 略
れたものを保存している場合における当該書類をいう。

第六十一条の九 省 略
(国際最低課税残余額確定申告書の記載事項)

2 法第二条第三十一号の三(定義)に規定する国際最低課税残余額確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表二十一及び別表二十一付表(更正請求書にあつては、別表二十一を除く。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第六十一条の十一 省 略
(国内最低課税額確定申告書の記載事項)

2 法第二条第三十一号の四(定義)に規定する国内最低課税額確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表二十二から別表二十二付表二まで(更正請求書にあつては、別表二十二を除く。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第六十六条 省 略
(取引に関する帳簿及びその記載事項等)

2 法第五十条の二第一項に規定する財務省令で定める簡易な方法は、別表二十六の区分の欄に掲げる事項の区分に応じ同表の記録方法の欄に定める方法とする。

第六十七条 省 略
(帳簿書類の整理保存等)

2 省 略

3 第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項に規定する帳簿及び書類の保存について準用する。この場合において、同条第四項中「別表二十四に定める記載事項」とあるのは「別表二十六の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする。

4 省 略

5・6 同 上
れたものを保存している場合における当該書類をいう。

第六十一条の九 同 上
(国際最低課税残余額確定申告書の記載事項)

第六十一条の十一 同 上

(国内最低課税額確定申告書の記載事項)

第六十一条の十一 同 上

(取引に関する帳簿及びその記載事項等)

2 法第五十条の二第一項に規定する財務省令で定める簡易な方法は、別表二十四の区分の欄に掲げる事項の区分に応じ同表の記録方法の欄に定める方法とする。

第六十七条 同 上
(帳簿書類の整理保存等)

2 同 上

3 第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項に規定する帳簿及び書類の保存について準用する。この場合において、同条第四項中「別表二十二に定める記載事項」とあるのは「別表二十四の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする。

4 同 上

(十七)を別表六(二十六)とし、同表の次に一表を加える改正規定(別表六(二十七)を別表六(二十六)とする部分を除く。)並びに附則第五項の規定、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日

四 別表十六(三)の表の改正規定、同表の記載要領第四号の改正規定、同第六号の改正規定及び同第十二号(二)の改正規定並びに附則第六項の規定、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)の施行の日

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第三十八条の五十一第二項及び第六十一条の九第二項の規定は、法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。)の令和八年四月一日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税について適用する。

3 新規則第三十八条の六十八第二項及び第六十一条の十一第二項の規定は、法人の令和八年四月一日以後に開始する対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新規則別表の書式は、法人の令和八年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

5 新規則別表六(二十七)の書式は、法人の附則第一項第三号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

6 新規則別表十六(三)の書式は、法人の附則第一項第四号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

7 新規則別表二十一及び別表二十一付表の書式は、法人の令和八年四月一日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税について適用する。

8 新規則別表二十二から別表二十二付表二までの書式は、法人の令和八年四月一日以後に開始する対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税について適用する。

9 この省令の施行の日から附則第一項第四号に定める日の前日までの間における新規則別表十六(三)の書式の適用については、同表の記載要領第一号

中「若しくは生産調整比例法（同項第5号ロに規定する生産調整比例法をいう。）により」とあるのは、「により」とする。

10 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

（福島再開投資等準備金）

第六条の七 省 略

2・3 省 略

4 法第十八条の八第八項の規定の適用がある場合における法人税法施行規則第二十七条の十四の規定の適用については、同条中「の規定に基づく」とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定に基づく」と、「別表十三(一)」とあるのは「別表十二(四)、別表十三(一)」と、同条第二号中「に掲げる」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第六条の七第三項第四号（福島再開投資等準備金）に掲げる」とする。

11 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表二十五の(一)中「試掘権」を「貯留権」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中法人税法施行規則第十四条第五号の改正規定及び同令別表二十五の(一)の改正規定 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

（福島再開投資等準備金）

第六条の七 同 上

2・3 同 上

4 法第十八条の八第八項の規定の適用がある場合における法人税法施行規則第二十七条の十四の規定の適用については、同条中「の規定に基づく」とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定に基づく」と、「別表十三(一)」とあるのは「別表十二(四)、別表十三(一)」と、同条第二号中「に掲げる」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第六条の七第三項第四号（福島再開投資等準備金）に掲げる」とする。

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条 同 上

別表二十三の(一)中「試掘権」を「貯留権」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 同 上

- 一 第一条中法人税法施行規則第十四条第五号の改正規定及び同令別表二十三の(一)の改正規定 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

二
省
略

—
二
同
上